

5. 生活保護法等の指定申請手続き

(1) 事業所の指定

生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に介護サービスを提供するためには、事前に生活保護法等指定介護機関として指定を受ける必要があります。

①平成 26 年 7 月 1 日以降に指定を受けた事業所

生活保護法の改正に伴い、**平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定を受けた事業所**は、生活保護法の規定による指定がなされたものとみなされます。（これを「みなし指定」と呼びます。）そのため、**生活保護法等の指定申請を行う必要はありません**。ただし、みなし指定が不要な事業所については、別途「**申出書**」の提出が必要となります。申出書は以下の堺市ホームページよりダウンロードしてください。

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/news/sieho_iryuu_kaisei.html

②法改正前に指定を受けた事業所

生活保護法改正前（平成 26 年 6 月 30 日以前）から介護保険法の指定を受けていた事業所については、みなし指定は適用されません。そのため、平成 26 年 7 月 1 日以降に生活保護法等の指定を希望する場合、また介護保険法で廃止・休止の届出を行った場合は、**生活保護法等の指定申請・廃止届・休止届が必要です**。

生活保護法等の指定を受けられた事業所の皆様は、以下の堺市ホームページに掲載されている、「**指定介護機関の手引き**」をご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/seikatsuhogo/df_filename_29

訪問看護事業所の皆様へ

訪問看護事業所について、**医療機関として生活保護法等の指定を受ける場合には、別途申請が必要となります**。

医療機関としての生活保護法等の指定の申請手続きをお忘れの場合がありますので、今一度ご確認ください。

(2) 変更等届出

事業所名称等が変更となった場合は、**変更届の提出が必要**となります。変更届、休止・廃止・再開届についてはこれまでどおり介護保険法と生活保護法等の両方の提出が必要ですのでご注意ください。

届出事項

- ・事業者の名称・主たる事務所の所在地
- ・事業所の名称・所在地
- ・事業者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名又は名称
- ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所
- ・事業所の休止・廃止・再開

(3) 提出先

①指定・廃止・休止・変更

事業所所在地を所管する各区保健福祉総合センター 生活援護課 給付係へ提出してください。

部署(各区役所内)	郵便番号	所在地	電話番号
堺市堺保健福祉総合センター	590-0078	堺区南瓦町 3-1	072-228-7498
堺市中保健福祉総合センター	599-8236	中区深井沢町 2470-7	072-270-8191
堺市東保健福祉総合センター	599-8112	東区日置荘原寺町 195-1	072-287-8110
堺市西保健福祉総合センター	593-8324	西区鳳東町 6-600	072-275-1911
堺市南保健福祉総合センター	590-0141	南区桃山台 1-1-1	072-290-1810
堺市北保健福祉総合センター	591-8021	北区新金岡町 5-1-4	072-258-6751
堺市美原保健福祉総合センター	587-8585	美原区黒山 167-1	072-363-9315

②みなし指定が不要な場合の「申出書」の提出先

堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 指定介護機関担当あて TEL 072-228-7412